

太田市指定ボランティア清掃袋の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区自治会、市民ボランティア等が道路、公園、地域で管理する公共施設、ごみステーション等におけるボランティア清掃活動を行うことにより収集したごみを排出するために必要とする太田市指定ボランティア清掃袋（以下「ボランティア清掃袋」という。）を無料で交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(ボランティア清掃袋の種類等)

第2条 ボランティア清掃袋は、もえるごみ用及びもえないごみ用の2種類とする。

(交付申請)

第3条 ボランティア清掃袋の交付を受けようとする地区の区長、区長代理、環境保健委員長、環境保健副委員長その他市長が認めた者は、指定ボランティア清掃袋交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(交付審査)

第4条 市長は、指定ボランティア清掃袋交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付するものとする。

2 市長は、ボランティア清掃袋を交付する場合において、交付目的を達するために必要があるときは、条件を付し、又は指示することができる。

(配布対象者)

第5条 ボランティア清掃袋の交付を受けた地区の区長、区長代理、環境保健委員長、環境保健副委員長その他市長が認めた者は、次に掲げる者に当該ボランティア清掃袋を配布することができる。

(1) 市内でボランティア清掃活動をする市民ボランティア等

(2) その他市長が必要と認めた者

(遵守事項)

第6条 前条の規定によりボランティア清掃袋の配布を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市内でのボランティア清掃活動以外に使用しないこと。

(2) 第三者に譲渡しないこと。

(返納)

第7条 使用者は、ボランティア清掃活動後、ボランティア清掃袋が不用となったときは、速やかにこれを地区の区長、区長代理、環境保健委員長、環境保健副委員長その他市長が認めた者に返納しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

